

第四節 戦争と民衆

1 日清戦争

戦況と銃後の協力

明治二十七年（一八九四）朝鮮で排他的な農民の反乱がおこったのをきっかけに、日本・清国の両国は朝鮮に出兵し、朝鮮の支配権をめぐる対立し、八月一日には宣戦を布告して、遂に日清戦争へ突入した。

戦況は終始日本側に有利に展開した。それには清国側の国内不統一という事情はあったにしろ、日本の二十数倍という大国を相手にしての戦争だという緊張感から、明治天皇自ら大本営を広島へ進めて、挙国一致の体制で立ち向かったからであろう。銃後の人々もまた第一線に立つわが子をはげまし、第一線の子はまたそれに報いようと軍務に精励したから、後年小学校教科書や絵本などに掲載された木口小平や、水兵の母などの物語の主人公が続々とあらわれるに至った。しかし、国と国との戦争は、いつの時代においても総力戦である。国民が如何に結束するかにかかっている。日清戦争の頃は、武器もそれを輸送する機動力も幼稚であったから、最後はどう人の力を結集させるかにあった。軍はそれを各町村に割当てて来た。第18表は明治二十七年九月の割当数である。

第18表 日清戦争軍夫割当表

| 町村名 | 割当数 |
|-----|-----|
| 町村 | 9人 |
| 井村 | 6 |
| 根村 | 6 |
| 桑村 | 5 |
| 貝村 | 5 |
| 砥村 | 6 |
| 玉村 | 1 |
| 鷹村 | 3 |
| 根村 | 5 |
| 野村 | 4 |
| 田村 | 4 |
| 原村 | 7 |
| 川村 | 3 |
| 川村 | 3 |
| 津川 | 3 |
| 小国 | 6 |
| 北小国 | 2 |
| 南小国 | 2 |
| 計 | 80 |

（萩野村文書による）

国民がこうした割当に進んで応じたことは勿論で、白鷹村では、梅津乙次（萩野）・安部長吉（萩野）・大滝庄次（中山）らが応募している。

こうした人員の割当の他、物資の割当もあった。軍用藁靴

第20表 日清戦争時の地区別戦死者数

| 合計 | 東根村 | 白鷹村 | 十王村 | 荒砥町 | 鮎貝村 | 蚕桑村 | 旧町村名 | 戦死者数 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 17 | 3 | 3 | 3 | 1 | 4 | 3 | | |

これらはほんの一、二の例にすぎないが、このような知らせが次々と入ってくる中

九月十六日 我軍平壤ヲ抜ク
 十月三十日 本夕公報ニテ「我軍九連城ヲ占領ス一軍は金州ニ上陸ス」トアリタリ
 十月三十一日 立見枝隊ハ鳳凰城ニ入ル敵奉天海城火孤山ノ各方ニ逃ス右十一月四日
 午后十一時五〇分公報

こうした戦況は、公報として刻々村々に入ってきた。「蚕桑村日誌」を見ると、そのつどつどの公報が朱筆で書き込まれている。

第19表 軍用わら靴割当表

| 町村名 | 戸数 | 足数 | 地租 | 足数 | 足数計 |
|------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 長井町 | 952戸 | 404足 | 3,749円 | 92足 | 496足 |
| 長井村 | 637 | 270 | 5,126 | 126 | 396 |
| 西根村 | 567 | 241 | 6,702 | 164 | 405 |
| 蚕桑村 | 563 | 239 | 5,939 | 145 | 384 |
| 鮎貝村 | 531 | 225 | 3,204 | 78 | 303 |
| 荒砥町 | 567 | 241 | 3,569 | 63 | 304 |
| 十王村 | 176 | 75 | 1,177 | 29 | 104 |
| 白鷹村 | 336 | 143 | 1,454 | 36 | 179 |
| 東根村 | 533 | 226 | 4,272 | 105 | 331 |
| 平野村 | 350 | 149 | 4,078 | 100 | 249 |
| 豊田村 | 415 | 176 | 6,017 | 147 | 323 |
| 豊原村 | 721 | 306 | 7,596 | 186 | 492 |
| 添川村 | 243 | 103 | 2,880 | 71 | 174 |
| 豊川村 | 341 | 145 | 2,083 | 51 | 196 |
| 津川村 | 294 | 125 | 720 | 18 | 143 |
| 小国本村 | 591 | 252 | 2,189 | 53 | 305 |
| 北小国村 | 253 | 107 | 1,015 | 25 | 132 |
| 南小国村 | 173 | 73 | 456 | 11 | 84 |
| 計 | 8,243 | 3,500 | 61,226 | 1,500 | 5,000 |

(萩野村文書による)

り当てられている。これは兵隊が軍靴の上に履く藁靴である。割り当て数量は第19表の通りであるが、戸数・地租を加味して割り当てられている。

西置賜郡への割当五千足に対し、戸数七分、地租三分の割合に分け、戸数は一〇戸に付四足二分四六の割で、地租は一〇〇円に付二足五分七六の割合で、更に郡下各町村に割り当てたものである。この割り当数量を消化したことは勿論であるが、その他に、白鷹町大字萩野では捻代紺野弥市兵衛の名儀で、爪掛草鞋一八四足、藁はばき一一八足、同じく中山では大滝源三郎名儀で、爪掛草鞋一五三足、藁はばき一〇四足の寄贈申出がなされている。銃後のこのような協力があったからこそ、第一線將兵の華々しい活躍が見られたのであろう。

である。これは兵隊が軍靴の上に履く藁靴である。割り当て数量は第19表の通りであるが、戸数・地租を加味して割り当てられている。

で、村中の人たちが、この公報に小躍りして喜んだことは当然のことであろう。

だが、勝った、勝ったのうま酒の中にも、悲嘆に打ちひしがれる家族があったことも忘れるべきではない。戦死者を出した家族たちである。日清戦争における白鷹町出身の戦死者数は、第20表の通りである。

戦死者数合計一七名といえ、あるいはその数の少ないのに驚くかも知れない。しかし当時の戦争は近代戦と異なり、小銃が主戦兵器であって、大砲はあっても、その破壊力も現代のものとは比較にならず、敵の城壁を打ち破れぬ程度のものであったから、最後の決戦は白兵戦という時代である。従って近代戦のような大量殺戮はなかっただけに、

この数でさえ当時としてはそれなりに大きい数であったにちがいない。そうした数の大小よりも、やはり問題は戦争の犠牲となった人々の家族の悲しみであろう。

み国のために矢玉ふる

中も恐れずもののふの

たてしいさおは末長く

このいしぶみに輝かん（忠魂祭の歌）

【『蚕桑の郷土誌』】

と賞め讃えられても、再び帰らざる人を想って泣いた人のことを考えると、勝っても負けても戦争は悲惨である。

戦死者の葬式は、勿論盛大に行なわれた。その様子の一端を、「蚕桑村役場日誌」から拾ってみよう。



第8図：招魂碑運搬（蚕桑上の台）

九月廿九日（明治廿八年）

本日本字山口大滝新助氏ノ葬式ヲ行フ、会葬者郡長代理、鮎貝尚武会長玉川武十郎、西根尚武会長高世純一、十王尚武会长南波平次等ノ各氏、鮎貝学校教員及生徒、本村各学校教員及生徒及消防夫等其他有志

この記録から推察すれば、葬式は村主催の所謂村葬のようであるが、郡長をはじめとし、近隣各村の尚武会長らの参列を得ての葬式は、たしかに盛大なものであつたにちがいないが、葬式が賑やかであればある程、悲しみもまた深かつたものであろう。

尚武会

尚武会というのは、日清戦争中、銃後の憂いを無くすために組織されたもので、会長には町村長が就任し、戦死者・戦傷者及びその家族の救済に当つた。町村毎に組織されており、後の在郷軍人会へと繋がるものである。

西置賜郡白鷹村尚武会規約

- 第一条 本会ハ陸海軍人ニシテ従軍者及現役中ノモノ慰藉センカ為之ヲ設クルモノトス
- 第二条 本会ハ西置賜郡白鷹村尚武会ト称ス
- 第三条 本会員ヲ分ケテ三等トシ名誉会員ハ壹円以上特別会員ハ五拾銭以上通常会員ハ八拾銭以上醸金スルモノトス
- 第四条 本会ニ左ノ職員ヲ置ク
会長 一名 委員 一名 常議員 拾名
- 第五条 会長ハ村長委員ハ役場吏員ノ内兵事主任常議員ハ村会議員ニ嘱托スルモノトス
- 第六条 贈与金ハ常議員ノ評決ヲ以テ施行ス
- 一等 二拾円以上百円以下
- 二等 五円以上二拾円以下
- 三等 拾円以下

第七條 慰勞金贈与ノ等差ヲ定ムル左ノ如シ

- 一、戦斗中死歿シタルモノ一等トス
 - 二、戦斗中負傷シタルモノ二等トス
 - 三、従軍シタルモノ及臨時招集ニ応シ若クハ現役中家計困難ノモノ三等トス
- (以下略)

〔萩野村文
書による〕

戦争の勝利

ともあれ、日清戦争は勝利のうちに終えた。日本人は、この大国相手の戦争に勝った。このことは見えはじめてきた。支那人をさげすんで「チャンコロ」と呼んだり、子どもたちの尻とり唄遊びの中にもよくあらわれていた。

朝鮮征伐太閤記、狐のきんたま三角だ、だらおけ担いで屁垂つちや、ちゃんちゃん坊主の鍋かぶり、李鴻章の七面鳥、朝鮮征伐太閤記……

李鴻章とは、言うまでもなく明治二十八年（一八九五）四月十八日調印された、下関講和会議の清国全権委員のことである。

こうして日本は、国をあげて戦勝に酔った。再び「蚕桑村役場日誌」を開いてみよう。

五月廿二日（明治廿八年）

本日左ノ賀表ヲ奉呈ス

恭テ惟ルニ去歳

陛下大毒県ヲ広島ニ進スセラレ宵旰しょうかんノ勞ト征旅ノ苦トヲ親ラシ賜ヘリ爾來征清ノ皇軍ハ陸ニ海ニ連戦連捷振古未曾有ノ偉

勲ヲ奏シ終ニ清国ヲシテ渝盟ヲ悔ヘ和ヲ迄ハシムルニ至ル今ヤ兩帝国ノ平和ヲ克復シ最初交戦ノ目的ヲ達シ帝国ノ威武ト
光榮トヲ四表ニ発揚セシメタルモノ
陛下ノ聖武ニ頼ルニ非スンハ安ソ能ク斯克ノ如キナルヲ得ンヤ今ヤ車駕帝都ニ還幸アラセラル臣等此隆世ニ際シ謹テ奉賀
戦捷及平和ノ克復併セテ奉祝
陛下ノ御盛徳誠恐誠惶謹テ奏ス

山形県西置賜郡蚕桑村人民捻代

蚕桑村村長 丸川 作平

明治廿八年五月廿二日

当時の国民の気持が、まことによく言いあらわされている。

2 日露戦争

日清戦争の結果、我が国は遼東半島・台湾・澎湖諸島を清国から譲り受けたが、ロシア・フランス・ドイツ三国による所謂三国干渉に会い、遼東半島を返還することになった。このことは、戦勝に酔っていた国民に大きな屈辱感を与えた。「力を背景にもたない正義など半文の価値もない」と歎く人たちは、やがて軍備拡張の道を歩むことになった。

こうした状況の中で、満州に利権を確立しようとするロシアと、朝鮮に利権を確立しようとする日本は、遂に戦争へと発展していった。戦宣が布告されたのは、明治三十七年二月十日であった。

日清戦争以後全力をあげて軍備拡張をやってきたとはいえ、世界最強を誇るロシアに対しては、軍部自体あまり自

信はもっていないなかった。町内の古老たちは、その頃の町民の心の不安を「支那は四倍、ロシアは六倍」という語呂合せ的表现で教えてくれる。日清戦争の相手国清（支那）は我が国の四倍だったが、こんどの相手のロシアは六倍ある

そうだ、さあたいへんだぞという気持がこの語呂合わせを生んだのであろう。

軍用わらの靴の割合

戦闘は主として南満州で展開されたが、日本軍はロシア国内の混乱などにも助けられて、戦局を有利にすすめることができた。開戦の翌年早々

には旅順を占領し、続く奉天の大会戦と日本海海戦での勝利によって、軍事上の勝敗をほぼ決定的なものにした。

第一線の将兵たちを支えた銃後も、色々な形で力を結集した。具体的な事実のいくつかを、萩野村文書から拾ってみよう。

戦場が南満州で展開されたため、冬季間の防寒用としてわら靴製作の割り当が郡役所を通じ、各町村長にきている。第21表はその割り当数である。

段に多いことである。浅立「ふか靴」の生産地であったためであろう。白鷹村では、この割当数を消化して、明治三十七年十一月十九日付で送付している。

第21表 日露戦争時の軍用わら靴割当表

| 項目 町村名 | 配当数 | 見本 配当数 | 納付すべ き総数 | 麻糸自弁 製作数 | 糸配分 製作数 | 計 (配当数) |
|-----------|-------|-----------|-------------|-------------|------------|------------|
| 蚕桑村 | 213 | 3 | 216 | 19 | 194 | 213 |
| 鮎貝村 | 263 | 3 | 266 | 24 | 239 | 263 |
| 荒砥町 | 161 | 3 | 164 | 15 | 146 | 161 |
| 十王村 | 60 | 1 | 61 | 6 | 54 | 60 |
| 白鷹村 | 138 | 1 | 139 | 12 | 126 | 138 |
| 東根村 | 1,750 | 1 | 1,751 | 250 | 1,500 | 1,750 |
| 長井町 | 150 | 2 | 152 | 14 | 136 | 150 |
| 長井村 | 269 | 3 | 272 | 25 | 244 | 269 |
| 西根村 | 227 | 3 | 230 | 21 | 206 | 227 |
| 平野村 | 140 | 2 | 142 | 13 | 127 | 140 |
| 豊田村 | 150 | 3 | 153 | 14 | 136 | 150 |
| 豊原村 | 254 | 4 | 258 | 23 | 231 | 254 |
| 添川村 | 98 | 2 | 100 | 9 | 89 | 98 |
| 豊川村 | 129 | 2 | 131 | 12 | 117 | 129 |
| 津川村 | 106 | 3 | 109 | 10 | 96 | 106 |
| 小国本村 | 208 | 5 | 213 | 18 | 190 | 208 |
| 南小国村 | 70 | 3 | 73 | 6 | 64 | 70 |
| 北小国村 | 103 | 3 | 106 | 9 | 94 | 103 |
| 計 | 4,489 | 48 | 4,537 | 500 | 3,989 | 4,489 |

この表で驚くことは、東根村の割当数が他町村に比して格

第22表 第1回国債応募及募入町村別一覧表

| 項目 町村名 | 25円以上200円 (全部募入) | | 225円以上 | | | 合 計 | | | |
|-----------|---------------------|--------|--------|---------|--------|------|---------|--------|---------|
| | 人 員 | 応 募 | 人 員 | 応 募 | 募 入 | 人 員 | 応 募 | 募 入 | 募入外 |
| 長井町 | 84人 | 6,150円 | 45人 | 26,975円 | 1,429円 | 129人 | 33,125円 | 7,575円 | 25,550円 |
| 長井村 | 58 | 4,000 | 2 | 2,500 | 100 | 60 | 6,500 | 4,100 | 2,400 |
| 西根村 | 25 | 1,625 | | | | 25 | 1,625 | 1,625 | |
| 蚕桑村 | 42 | 3,300 | 4 | 2,650 | 125 | 46 | 5,950 | 3,425 | 2,525 |
| 鮎貝村 | 29 | 2,875 | 5 | 1,800 | 125 | 34 | 4,675 | 3,000 | 1,675 |
| 荒砥町 | 27 | 2,150 | 16 | 8,550 | 725 | 43 | 10,700 | 2,875 | 7,825 |
| 十王村 | 4 | 450 | 4 | 1,400 | 100 | 8 | 1,850 | 550 | 1,300 |
| 白鷹村 | 29 | 1,225 | 2 | 550 | 50 | 31 | 1,775 | 1,275 | 500 |
| 東根村 | 29 | 2,925 | 5 | 4,100 | 200 | 34 | 7,025 | 3,125 | 3,900 |
| 豊田村 | 23 | 1,975 | 12 | 10,800 | 500 | 35 | 12,775 | 2,475 | 10,300 |
| 平野村 | 34 | 2,125 | 1 | 300 | 25 | 35 | 2,425 | 2,150 | 275 |
| 豊原村 | 88 | 5,450 | 4 | 3,600 | 175 | 92 | 9,050 | 5,625 | 3,425 |
| 添川村 | 43 | 3,525 | 1 | 1,000 | 50 | 44 | 4,525 | 3,575 | 950 |
| 豊川村 | 54 | 1,975 | 1 | 300 | 25 | 55 | 2,275 | 2,000 | 275 |
| 津川村 | 8 | 800 | 1 | 300 | 25 | 9 | 1,100 | 825 | 275 |
| 小国本村 | 60 | 2,625 | 5 | 5,100 | 225 | 65 | 7,775 | 2,850 | 4,925 |
| 南小国村 | 8 | 275 | | | | 8 | 275 | 275 | |
| 北小国村 | 21 | 700 | | | | 21 | 700 | 700 | |
| 合 計 | 666 | 44,150 | 108 | 69,975 | 3,875 | 774 | 114,125 | 48,025 | 66,100 |

献国

金防

戦争による国費の消耗が大きいのは、いつの時代も同じである。まして世界最強

の陸軍国ロシアとの戦争ともなれば、莫大な経費を要するのは当然である。国民一人一人はよくそれをわきまえ、分に応じた国防献金によって戦争の遂行に協力した。荒砥菊地五右エ門氏が書いた「新町の歴史」(未刊)によれば、荒砥では少年音楽隊を組織し、ブリキの太鼓・小太鼓・横笛・鉦などを楽器として演奏しながら、荒砥―鮎貝―長井―東根と日用品を荷車に積んで売り歩き、その利益金を国防献金したものだという。国民が一体となって難局に当たろうとしていたことがよく分る。一方明治三十七年三月八日付郡書記より各町村長宛移牒によれば、軍資金献納について、一〇円以上の献金者はなるべく国債の募集に応ずるよう求めていることがわかる。尚、諸学校の生徒で献金を願ひ出る者もあつたが、これに対しては次のように指示している。

諸学校生徒ニシテ献金ヲ出願スル者アリ奉公ノ念感賞スヘ

第23表
第2回国債応募見込表

| 町 村 別 | 金 額 |
|-------|---------|
| 長井町 | 56,050円 |
| 長井村 | 6,875 |
| 西根村 | 1,125 |
| 蚕桑 | 5,650 |
| 鮎貝 | 5,825 |
| 荒砥町 | 13,575 |
| 十王 | 2,325 |
| 白鷹 | 1,975 |
| 東根 | 8,975 |
| 豊田 | 26,100 |
| 平野 | 1,925 |
| 豊原 | 9,200 |
| 添川 | 4,000 |
| 豊川 | 2,150 |
| 津川 | 1,625 |
| 小国本 | 10,900 |
| 南小国 | 550 |
| 北小国 | 775 |
| 計 | 159,600 |

じる。

第22・23表は、西置賜郡下各町村の第一回、第二回国債応募状況を示すものである。

町 村 政の

戦時中は国ばかりでなく、地方自治体の財政も苦しくなるのは当然である。それは直接軍事費を負担するのではなくとも、出征留守家族の保護や恤兵献納金・尚武事業費など、平常なら不必要なものへの出費がかさむため、村民の生活に欠くことのできない経費が圧迫される状態であった。どの村もそのため、更正予算を組まざるを得なくなっている。以下の文は、明治三十七年（一九〇四）度歳入出総計予算更正案を村議会に提出した時の提案理由である。

理由説明

今茲ニ本案ヲ呈出サレタルハ曩キニ本村会ニ於テ既定予算ノ決議ヲナシタルモ今ヤ軍国多事ノ場合百般ノ費途ヲ節約シ民間経済ノ濫畜ヲ謀リ云レカ余裕ヲ以テ国債ノ応募若シクハ恤兵献納金其他尚武事業ニ充テント欲シ本案ヲ呈出シ成ルヘク諸般ノ費用ヲ軽減セシメント欲スルニアルナリ

〔萩野村
文書〕

シト雖モ父兄ノ保護下ニ研学スルノ徒ナルヲ以テ強テ出願者ノ外受理セサルノ方針ニ依テ学校長へ通達ヲ要シ度

〔萩野村
文書〕

いくら金に困っても、勉学途上の生徒からはもらえないという、武士気質のようなものを感じ

蚕桑村の場合、村会の他に、横田尻・高玉・山口の各区会をももっていたが、それらの各区会においても、村会同様の理由で更正予算を組んでいる。明治三十七年四月四日、横田尻区会は全会一致で更正予算を承認したが、それに続いて土木事業関係の議案審議に入った。その様子を議事録で眺めてみよう。

議長 ついで、団子渚沿岸築堤修繕ノ出願相出タリ之レヲ宜シク審議アラシム

(金田平三郎)

式番 区有地保護ノタメ必要デアルガ時局柄経費節約ノタメ本年度ハ見アワセトイタシタイ
各員 賛成

〔前掲
文書〕

こうして、横田尻の人々にとってきわめて重要な団子渚の築堤工事は延期となってしまうが、斯かる例は他にいくつもあつたことであろうから、村政担当者はさぞ頭の痛い思いをしたにちがいない。

応召軍人 家族の救護

白鷹村役場の記録によれば、日露戦争のため応召した軍人の数は、明治三十八年（一九〇五）六月二十日現在白鷹村で五三人（内訳農業五二人、商業一人）となっており、そのうち生活困難なもの二四人と記されている。生活困難な者の内訳は次の通りである。

土地家屋はあるが老幼多きもの 八人

土地家屋はあるが尚労働者なきもの 九人

土地家屋もなく老幼多きもの 七人

こうした家族を残して応召した軍人の気持はいかばかりであつたらうか。これに対する救助方法は種々検討の結果次のように決つた。

団体救助 西置賜尚武会

三人

| | | | |
|--|-------|--------|-----|
| | 親族救助 | 白鷹村尚武会 | 一二人 |
| | 国庫費救助 | | 八人 |
| | 計 | | 一人 |
| | | | 二四人 |

救助額は一ヶ月当り西置賜尚武会よりは二円三〇銭、国庫よりは一円六六銭、その他よりは二円七〇銭であった。こうした金銭救助のほかに、医師組合による無料診断があった。これは、出征軍人家族に対して、施療券を配布し、家族が診察を受ける場合は無料としたもので、その経費は会員一人五〇銭ずつ出しあつて支弁したものである。医師組合の無料診察は、明治三十七年三月十五日より始められた。

また飯豊山神社よりは出征軍人の武運長久を祈願したお守りが村役場に届けられ、役場からそれぞれの区長を通して家族に配られたりもした。

こうした家族援護と並行して、直接出征軍人の慰問も行なわれた。部落の集会所に集まって、主に女子衆の手で慰問袋がつくられた。その頃は現在のように、菓子などあまり豊富でなかったせいも、漬物類が多かったという。しかし金で買ったものと異なり、家の人が丹精込めて作った漬物の辛味に、受取った兵士は心から郷里の味をかみしめたのではなからうか。

戦時下の 民衆の動向

次の数字（第24表）を日清戦争のものと比較してみると、日露戦争がいかにたいへんな戦争であったかがよく理解できよう。それだけにまた、応召兵を送り出した家族、親族たちは戦争の推移を固唾をのんで見守っていたことであろう。村自体も同じであった。だから郡役所を通して入ってくる戦況を告げる公報は、

第24表 日露戦争における戦死者数

| 地区 | 戦死者数 |
|----|------|
| 村 | 3 |
| 桑村 | 3 |
| 貝村 | 3 |
| 砥町 | 4 |
| 荒王 | 3 |
| 十鷹 | 9 |
| 白根 | |
| 東 | |
| 合計 | 25 |

いち早く村民に知らされた。

戦況はおおむね我が軍に有利に進展した。その公報を見ながら、村民が最も胸をときめかして待ったのは旅順の陥落であった。

近キ将来ニ於ケル旅順口要塞ノ陥落ノ期ヲ地方一般ヘ周知セシメン為メ不日其陥落ノ公報達スルト同時ニ昼夜ヲ問ハス将夕時刻ノ如何ニ拘ハラズ当所ニ於テ荒砥小学校ノ大鐘ヲ三十分時間断ナク二点打ニ撞鳴候条其際鳴鐘ニ驚愕セザル様御部内一般ヘ予メ御通知御取斗相成度此段及御依頼候也

明治卅七年八月廿二日

白鷹村役場御中

荒砥町役場

〔萩野村
文書〕

旅順が陥落したら大鐘を三〇分間鳴らすので、驚かぬようにとの知らせである。たった一枚の葉書にしたためられた文面ではあるが、戦局を見守る村民の気持、有利に進んでいる戦況への喜びが溢れでているのを感じる。

結局旅順はその年の暮に陥落し、大鐘で知らされたのは、三十八年（一九〇五）一月一日であったという。大鐘を聞いた村の人たちは、嬉しさが余って、木小屋から飛び出して大声で万才、万才と叫び、それでもおさまらずに若い衆などは雪玉合戦をやったりして、嬉しさを体中であらわしたという。勿論各村々では旗行列、提灯行列と賑やかに町々・村々を練り歩いた。

遂に旅順開城となった。日本国中から沸き返ったのは当然である。その時の喜びの声を聞いてみよう。

彼我全権委員ハ二日午後四時四拾五分ヲ以テ談判ヲ終リ彼ハ大体ニ於テ我提出シタル条件ノ許ニ開城ヲ約シ二日午後九時四拾五分両全権委員間ニ於テ開城規約ノ本調印ヲ終ハレリ談判結スト同時ニ両軍ノ戦闘行為ヲ停止シタリ

右三日午後二時着電

警保局長

帝国万才

〔蚕桑村
文書〕

帝国万才の四文字が、おどり上っている公報である。こうした喜びは「シナは四倍、ロシアは六倍」という言葉でその不安と緊張感をあらわしていた国民なればこそ、尚一層大きかったのかも知れない。

旅順開城成りて

敵の將軍ステッセル

乃木大将と会見の

所はいずこ 水師營

有名な「水師營の会見」の歌が長く愛唱されたのも、うなずける。

旅順陥落に続いて、三十八年三月十日は陸軍が奉天の大会戦で勝った。街には再び旗と提灯が波をうって躍った。そうした行列にまじって、紙で作られた「黒い鳩」もいた。黒鳩はやがて、歓声と共に火をつけられて燃えてしまった。人々は叫んだ。「クロバト^{クロバト}焼けて赤鳩となった。オオ！万才」と。敵將軍クロバト^{クロバト}キンを黒鳩に仕立てたものであった。

海軍も又、五月二十七日に対馬海峡でロシアのバルチック艦隊を打破り、軍事的には陸海ともに優位に立った。しかし、国力は最早底をつき、これ以上の戦闘継続は不可能の状態にあった。そうした中で、アメリカ大統領の仲介もあつて、ここに戦いの矛をおさめることとなったのである。

戦争は勝った。しかしその陰では、払わされた犠牲の傷がうずいていた。戦死者の家族には埋葬料として一人につき一八円が支給されたが、当時（三十四年八月）米一升一四錢程であった〔「滝野村念
仏講帳」〕から、一八円は米三俵弱（四斗六升俵）の価格である。人の命が金銭に代えられないことは勿論ではあるが、これだけの埋葬料で一家の大黒柱が不帰の人となったのであるから、家族のその後の生活は随分苦勞が多かったにちがいない。こうした悲惨な戦争の記録の中に、一条の光にも似た救いの記録があった。それは日本軍に捕えられたロシア軍捕虜に対し、悪口雑言をあびせたりしないように、という訓令である。

訓令第七号

町村役場
小 学 校

今般露国浮虜本県下ニ收容セラルヘク決定相成候処彼等ハ国家ノ為メ戦地ニ於テ相当任務ニ従事シ浮虜トナリタルモノニシテ其心情大ニ諒察スヘキモノニ属ス依テ一般ニ之カ趣旨ヲ徹底セシメ一時無謀ノ敵愾心ニ驅ラレ浮虜ニ対シ苟モ悪口罵詈其他不穩ノ行為ナキ様予メ注意ヲ加ヘ諸事違算ナキヲ期スヘシ

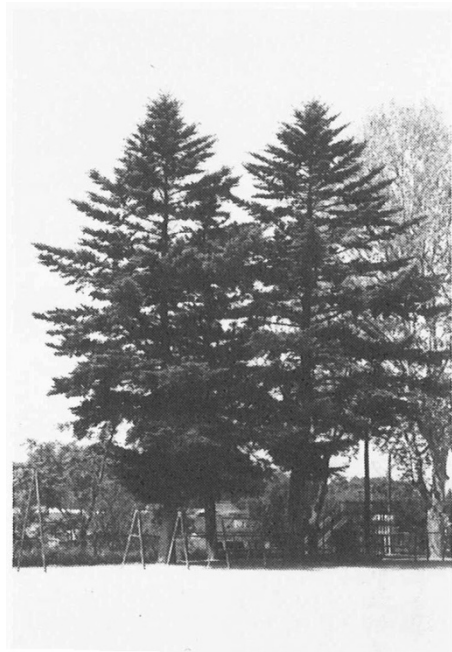
明治卅八年三月廿五日

西置賜郡長 武 石 速 水

〔蚕桑村
文書〕

訓令の日付三月二十五日は奉天会戦後であつて、まだ戦争は済んだわけではない。日清戦争後の三国干渉以来大いに敵愾心を燃やしていたロシアの捕虜ではあるが、相手も国のために忠実に任務を遂行しただけのことと割り切ったこの訓令に、よい意味での士魂を感じる。

ロシアとの講和が成立したのは、明治三十八年九月である。戦争の実態など知る術のない国民は、講和の内容に露骨に不満を示す程であつた。戦費も武器弾薬も使い果たし、もうこれ以上戦えない状態での講和であつたのだが。巷では子どもたちが歌っていた。



第9図：戦捷記念植樹（荒砥小学校）

陸軍の 乃木さんが 凱旋す 雀 目白 ロシア 野蛮国
クロバト・キン きんたま 真黒け 毛が生えた 高シヤツポ
ぼやり 陸軍の乃木さんが……

クロバトキンとは、ロシア軍の陸軍総司令官である。この歌の感じと、戦争の実態の何とかかか離れていることであろう。しかし考えてみれば、これも致し方のないことで、政府はそうした内情をひた

かくしに隠し、国民には日本の国力を誇示しなければならなかったのであろう。だから、戦利品は兵器や砲弾の類まで、全国各地の神社・寺院・学校などに下附し、勝利を具体的な形で示そうとした。白鷹村役場の記録によれば、明治四十三年八月滝野八幡神社・中山熊野神社に戦利品下附方を申請している。

荒砥小学校校庭に、一本の樅の木がある。日露戦争当時の荒砥小学校長遠藤茂作が、今は小さくとも、将来は大きくなって国のために働らせる人材となれと訓辞して、戦捷記念に植えたものである。当時を偲ぶ記念樹である。

3 戦後の状況

戊申詔書の発布

日本は明治に入ってから、外国との大きな戦争を、一〇年間に二度も経験した。一つは日清戦争で、一つは日露戦争である。この戦争の評価はいろいろあろうが、忘れてならないのは、それらの戦争の

最大の犠牲者は朝鮮民族であり、中国の国民だということであろう。勿論国民の一部には非戦論者もあったが、世論として高まるまでに至らなかつた。そればかりか、一部には、日露開戦後戦況が我が軍に有利であることをみて、満州や朝鮮で一儲けしようと思案する者も少なくなき、そのためそうした軽はずみを慎むよう各町村へ注意書が送達される仕末であつた。

だが、こうした行為をとるのも、つまりは日清・日露と戦争の続く中で、軍備は著しく拡張され、税金は背負いきれない程重くなつたから、その苦しみから抜け出ようとした民衆のあせりなのかも知れない。

民衆の生活苦からくる焦りと怒りは、日露戦争後に暴発し、一種の社会不安をかもし出した。戦後の資本主義の発展は、資本家勢力を強くし、反面農村は疲弊して行く中で、日本古来の家族主義的美風が消え、個人主義的傾向や軽佻浮薄な気風、奢侈を喜ぶ風潮が強まってきた。

こうした情勢に不安を感じた政府は、階級的協調と奢侈を戒めて、明治四十一年（一九〇八）十月十三日戊申詔書を發布した。この戊申詔書は後の修身教科書にも掲載され、教育勅語と並んで道徳教育の指針となつた。

ではこの戊申詔書發布の意図は、どこまで達せられたであろうか。都市と農村とでも大きな差があつたであろうが、一般には戊申詔書發布は大きな効果はなかつたとされている。その頃はまだ東北の一寒村に過ぎなかつたこの白鷹町の人たちは、どう受けとめていたであろうか。

白鷹村役場文書の中に、次のような勤勉貯蓄組合規約準則がある。こうした準則が出されているところをみると、これによつた貯蓄組合が各町村に組織されるよう働きかけがなされたものであろう。

何町村何々勤勉貯蓄組合規約

- 第一条 本組合ハ戊申詔書ヲ奉体シ勤勉力行以テ貯蓄ヲ図ルモノトス
- 第二条 本組合ハ何々勤勉貯蓄組合ト称ス
- 第三条 本組合ハ（従来ノ拾五人組）字何々内ニ居住スルモノヲ以テ組合員トス
- 第五条 本組合員ハ毎月金式拾錢以上ヲ貯蓄スル義務アルモノトス
- 第八条 組長ハ毎月二十五日迄ニ組合員ノ貯金及通帳ヲ取纏メ之ヲ（郵便局）（貯蓄銀行）（信用組合）ニ貯蓄シ通帳ハ直ニ組合員ニ配布スヘシ
- （以下略）

また、山口宇新地に残っている「新地元組文書」〔青木雅弥氏蔵〕には、次のような儉約に関する規約がある。

儉約ニ関スル規約

葬式ニ関スル事項

- 一 葬式ノ当日忌中ハ一切廃止スルコト
 - 一 葬式ノ翌日七日振舞ヲ廃止スルコト
 - 一 葬式ノ際見舞金ハ新地両組之内ハ相互金式拾錢ヅツト一定スルコト
 - 一 葬式法要等ニハ一切酒ヲ用キサルコト但家格ニヨリ指導委員協議ノ上壺盛渡丈ケ用キキルコトヲ得
- 祝儀ニ関スル事項
- 一 婚礼其他祝儀ハ惣テ質素ヲ旨トシ一日ニ限り翌日ノ酒振舞等一切廃止スルコト但場合ニヨリ其ノ限ニアラズ
 - 一 婚礼及出産祝ハ親族五人組ニ限り其他祝儀ノ贈答ハ一切廃止スルコト
 - 一 婚礼ノ際飲食物ヲ屋外ニ搬出セサルコト

雑則

組内規約励行ノ為指導委員一組ニ式名（内一名ハ組頭トス）互撰スルコト任期ハ滿一ケ年トス
右之条項固ク相守ルヘク依テ各自署名捺印スルモノ也

明治四十三年十二月一日

(以下 三三名署名捺印)

この新地元組の儉約に関する規約を見る限りでは、戊申詔書の意図はかなり深く浸透していたと見ることが出来る。戊申証書中の言葉で、当時一種の流行語ともなった「華ヲ去り実ニ就キ」という内容がよく取り入れられている。ただ山口区全体として明治三十七年に取り決めた「山口区規約」の中にも、「儉約ニ関スル事」として種々規定してあるので、一〇〇パーセント戊申詔書発布の影響とは言えないが、詔書発布により、あらためて自分たち新地の者たちの規約として、組頭を指導委員としてその徹底を図ろうとしたものと思われる。これと同時に、古老たちが語るところを聞くと、日露戦争の儉約令で、それまでであった庚申講や巳待講（民間信仰の集り）で、年に数回、講に入っている人たちが寄合って飲食を共にするもの。などは、なくなったものが多くあるという。こうしたことと併せ考えると、戊申詔書は、当地方の生活にはかなり大きな影響を与えているとみてよからう。

在郷軍人 会の結成

日清戦争中、出征兵士の家族や戦死傷者の家族援助のため、尚武会が組織されたことは前述した通りであるが、そうしたものがきっかけとなり、明治四十一年（一九〇八）には蚕桑村に在郷軍人団なるものが組織された。これらは日清・日露の両戦役を経たのち、軍国主義的な風潮に乗じて自主的に成立したものであるが、日露の大戦は、そうした家族援助にとどまらず、進んで非常の際の兵員確保のための組織が必要であることを教えてくれるから、ここに直接陸軍省の監督のもとに、予備役・後備役の元軍人のみによって、帝国在郷軍人会が組織されるに至った。次にこの会が組織されるまでの経過を示す一文を、鮎貝村文書の中から拾ってみよう。

明治四十三年十月二十一日

町 村 長 殿

帝国在郷軍人会ニ関スル規約書類其筋ヨリ送附越シ候ニ付配布候条従来ノ軍人団ニ対シ規約ノ改正等可然御配慮煩度此段及依頼候也

追而該規約ハ公表セラルル迄ハ具体的新聞紙等ニ掲載ヲ禁セラレ候ニ付御承知相成度申添候

今般帝国在郷軍人会規約制定セラレ不日発表可相成趣ヲ以テ該規約及ヒ趣意書並ニ陸軍大臣ヨリノ書簡相添へ送付相成既ニ本部ハ本月一日ヨリ東京偕行社ニ於テ事務ヲ開始シ来ル十一月三日ニハ発会式ヲ挙行ノ都合ニ有之候ニ就テハ師団長ヨリモ各支部分会ニ於テ当日迄ニ良好ニ新組織ヲ終ル様致度旨希望セラレ候然ルニ該規約ハ少シク事情有之具体的ニ新聞紙等ニ公表セサル様特ニ注意有之候ニ付公然ノ発表ヲ待チ居リ候へ共干今其運ニ到ラス時日切迫候ニ付不取敢規約書類一括御覽ニ供シ候間夫々準備方御取計相成来十一月三日ヲ期シ各地共発会ノ式ヲ挙ケラレ候様被致度希望ニ有之候尚ホ当地支部ニ於テモ役員等撰定中ニ有之候へハ追テ御通知可致候へ共差シ当リ支部長ノ職務ハ本職ニ於テ取扱可申支部ノ理事二名監事一名評議員十二名ハ聯隊区司令部所在地並ニ其附近ヨリ撰定ノコトニ内牒セラレ候右申進候也

追テ従来各地ニ設立ノ軍人団ハ郡市町村長始有志者ノ助力ニ依リ成立致居候処今回ノ規約ハ軍人会ノ趣旨ニ依リ軍人ヲ本位トシテ組成セシモノニ有之候へ共従来ノ行掛上且又将来ノ發展上益々地方人士ノ助力ヲ待ツコト痛切ヲ感シ候ニ付是等人士ノ誤解等無之様被致度特ニ希望致候尚ホ将来是等ニ対シテハ規約ニ基キ特別会員トシテ推薦方御協議可申候尚ホ規約附則第一項ニ依リ従前ノ規約上本規則ニ拠リ難キ事情有之候モノハ当分ノ内之ヲ継続スルノ途モ有之候間為念申添候

明治四十三年十月十五日

山形聯隊区司令官

矢 部 利 次

〔鮎貝村文書、
鮎貝自彊会蔵〕

聯隊区司令官からの通牒では、十一月三日（当時の天長節）に発会出来るよう準備を進めることとなっているが、当地方の発会はそれには間に合わなかったようである。鮎貝村の場合は、明治四十三年十二月六日に組織づくりを終え、発会式は翌四十四年二月十一日（紀元節）に行なっている。発足当時の鮎貝村在郷軍人会の役員数は、第25表通りである。

在郷軍人会が、旧尚武会・軍人団と異なるところは、在郷一般有志によって組織されていたのに対し、在郷軍人会

第25表 鮎貝村在郷軍人会役員数

| 役職 | 数 |
|------|----|
| 分會長 | 1名 |
| 副分會長 | 1 |
| 理事 | 7 |
| 監事 | 3 |
| 評議員 | 12 |
| 正會員 | 52 |
| 特別會員 | 5 |
| 名誉會員 | |
| 計 | 79 |

在郷軍人会の目的は「在郷軍人の品位ヲ高メ親睦ヲ図リ相互ニ扶助シ軍事知識ヲ増進」することにあるのだが、実際には現役軍人の予備隊としての訓練をすることであり、後に軍部が政権を握るようになる、青少年に対する軍事教練の教官となり、入隊前に軍人としての基礎訓練をする指導員として、重きをなすに至った。

4 第一次世界大戦

大戦の経過

大正三年（一九一四）七月、オーストリアとセルビアの間に火をふいた戦いは、当時の複雑な国際関係を背景に、またたく間に全ヨーロッパに拡大した。日本と同盟関係（日英同盟）を結んでいたイギリスも、セルビア側に荷担していたので、日本政府も同盟のよしみと、オーストリアを支援していたドイツの勢力を東洋から一掃してドイツにとって代わり、やがて国際社会に於ける日本の地位を高めようとの魂胆から、ドイツに対して戦宣を布告した。これが第一次大戦である。世界大戦といっても、主戦場はヨーロッパで、日本は東洋のドイツ根拠地である青島や南洋諸島を攻め、東アジアからドイツの勢力を一掃したに過ぎない。

大戦後の不況と米騒動

第一次世界大戦は大正七年（一九一八）十一月ドイツの全面降伏で幕を閉じたが、主戦場から遠く離れていた日本は、経済的にはむしろ多くの利益を得、この大戦を機に国内の化学工業・重工業・

第26表 米価の比較

| 年次 | 地区 | 鶴岡 | 酒田 | 新庄 | 村山 | 置賜 |
|-------------|----|-------|------|-------|------|------|
| 大正7 (石当) | 玄米 | 25.6円 | 26.0 | 24.5 | 25.0 | 25.0 |
| | 白米 | 28.0 | 29.0 | 28.0 | 29.2 | 30.0 |
| 大正7 (石当) | 玄米 | 39.0 | 39.8 | 34.2 | 35.0 | 35.0 |
| | 白米 | 40.5 | 42.5 | 38.0 | 40.0 | 40.0 |
| | | | | (大石田) | (山形) | (米沢) |

四割高である。べらぼうな高値になったものである。米を保有していた農家は恩恵があったろうが、非農家の苦しみはさこそと思いやられる。

そこで知事は、五〇石以上保有する地主や商人らを県庁に呼び、速やかに売却方を頼んだ。また各地域でもそれぞれ困窮者への安売りなどが行われた。外米（外国産）も多量に買入れ、置賜六二七石、村山九一一石、最上八四石、庄内三九三六石と前年度同期の三倍の量を消費している。

長井警察署管内においても、同様の手立てがとられた。すなわち、署長は郡長と協議して、郡内に四〇石以上所持している者を郡役所に集めて、米の廉売方を懇請し、玄米一俵（原価格一六円強）を一二円で、六八〇俵を二回に分

海運業などは飛躍的な発展を遂げ、所謂戦争景気は国中に広がった。戦後特にアメリカが景気を回復すると、生糸・羽二重の輸出が急に伸びはじめ、それに刺激されて異常なまでの投資ブームにわきたった。そうした中で、当地方にも新しく製糸工場が出来、既設の工場を再整備するなどかなりの動きがあった。これらについては工業部門で詳述した〔第五節〕。

しかしその反面、物価は急上昇し、生活必需品の値上りは一般労働者の生活を圧迫した。特に米価の高騰は遂に米騒動にまで発展し、世相は一抹の不安を漂わせ始めた。この頃の当地方の様子を次にみてみよう。

まず山形県全体の概況を『山形県議会八十年史』によると、大正七年五月から六月の一ヶ月間に、米価がどれだけ高騰したかよく分る。

第26表によれば、米沢で一石につき一〇円高くなっている。僅か一ヶ月間に玄米は

け、長井・荒砥・鮎貝・蚕桑の各村の細民に廉売いした。その他、署では万一を考慮して救済御下賜金のほか、管内各町村に義捐金を募ったが、その金額は第27表の通りであった。

このうち、鮎貝村の分を鮎貝村文書「救助金寄附金」で調べてみると、第28表のようである。

第27表 細民救済義捐金
応募状況

| 町村名 | 金額 |
|-----|-----------|
| 長井町 | 6,740円 |
| 長井村 | 728.3 |
| 西根村 | 2,660 |
| 蚕桑村 | 810 |
| 鮎貝村 | 360 |
| 豊原村 | 495.5 |
| 荒砥町 | 921 |
| 十王村 | 134.47 |
| 白鷹村 | 394.75 |
| 東根村 | 744 |
| 豊田村 | 167.50 |
| 添川村 | 250 |
| 計 | 14,405.52 |

『県議会八十年史』による

第28表
地区別救助金寄付額調

| | |
|-----|---------|
| 鮎貝区 | 173円00銭 |
| 深山区 | 50.60 |
| 高岡区 | 54.90 |
| 黒鴨区 | 54.50 |
| 枳窪区 | 30.00 |
| 計 | 363円 |

こうして集められた金は、郡内の生活困窮者四二八戸、二、五五三名に困窮度に応じて安売りしたほか、外米の円滑な配給を図り、それと同時に内地米の移出防止に努めた。一方、薪炭・味噌・醤油などの生活必需物資の安売りを実施して、人心の緩和をはかった。

更に警察では、長井町には七名、荒砥町には二名、その他の村々には一名乃至二名の視察係巡査を配置して、悪徳商人の暗躍を抑えることに務めたので、当地方では米騒動にまでは至らずに終えた。

浅立の 小作争議

大正十四年、白鷹町大字浅立に小作料問題に端を発した小作争議が起こった。この争議は当時の不景気からくる生活苦にも一因はあったろうが、根はもつと深いものようである。

大正初期、浅立の農家の水田耕作規模は僅少で、大部分が零細な小作農であった。そこで、いくらからでも水田を増やそうと、菊地豊吾区長を組合長として開田組合を設立し、区有地・私有地を含めて二〇町歩程を開田し、区有地分を一反ずつ七〇戸程の区民に貸し付けた。小作料は、反一升五合という安いものであった。区民はこの開田により、半年食べる分がとれると言って、大いに喜んだ。

しかし、第一次世界大戦後の不況の波は、浅立区民にとってもきびしいものであった。多くの人は生活苦から、年季奉公に出て前金を借りるか、直接借金をして一時をしのぐより仕方がなかった。不況時の借金は、そう簡単に返済できるものではない。返さなければ借金がたまるだけだから、山のある人は山を、畑のある人は畑を、田のある人は田を売って返済にあてた。売るべき土地のない人に残されているのは、身を売ることだけであった。それでも生きねばならないから、高い小作料を払って地区一番の地主の田を借りて小作した。

小作米は、他の等級により別であった。一等地は四斗六升俵で三俵であった。等級は、地主側で一方的に決めて貸した。その頃浅立の一等地の収量は六俵半程度であったから、半分は小作米として取られた。その上、精米のときの目減り分として一俵につき五合を追加徴収している。従って一等地の一反当りの小作料の一俵は、四斗六升五合ということになる。このように地主の言うままに小作料を取られ、手元に残るのは収量の半分だけであった。その上不況下では現金収入がないから、生活費を得るには手持ちの米を売る以外に方法はなかった。こうして手持米が減り、小作米を納めきれない事態が生じてくる。小作米の借金ともいうべき「徳料の下り」が、こうしてでてくる。徳料の下りには、借金に利息がつくと同様に利米がついた。利米は一俵につき一斗程であった。だから、仮に四俵半の小作米のうち、二俵だけ年内に納めたとすれば、一俵が翌年にまわる。この一俵に利米一斗が加わって一俵一斗になるから翌年の小作米は正規の三俵に徳料の下り分一俵一斗を加えて、四俵一斗となり、更に精米目減り分二升が追加される。納められる筈がない。一俵につき一斗の利米でさえこの状態なのに、ときには一俵につき半俵ということもあったという。過酷な利米というべきだろう。こうして雪だるま方式に増えるのは借金の場合も同じであった。

借金返済の方法に、「割っ切り」というのがある。一二〇円の借金のある人に、今返済するなら一〇〇円にまけておくといって返済を迫る法である。こうした事情につけ入る、通称「三百」と陰口を叩かれる人がいた。人の弱味に

つけ入り、その人の持地を安く買いたたいっている人である。

「割っ切り」でも返済できなければ、宅地までも没収という浮き目に会った。地主の所有地は、こうして拡大された。浅立地区ばかりでなく、隣りの部落の長井村東五十川から、東根村広野・小山沢にかけて、田といわず畑といわず没収の波は拡がった。

土地の没収によって漸く借財が消え、借金名簿の名前は墨で消された。これが「棒引き」である。年の瀬には、割っ切り・棒引きの人たちで、地主の家は満ち溢れたという。

小作者が、小作料を納め、肥料代などの諸経費を差し引くと、一反当り一俵しか残らなかったというから、生活の苦しさはさこそとうなずける。

この状態が続いたのでは自滅するだけだから、なんとか小作米を減らしてもらいたいということになり、高橋東索・高橋泰治らが中心となって、「小作料三割減」の要求をかかげて立ち上ったのが、大正十四年の騒動である。

高橋東索らは北村山郡小田島村からリーダーを招き、むしろ旗を立てて自宅で政策演説会を開催、ガリ版刷りの印刷物なども配布した。官憲から言論抑圧されたことは、勿論である。

この小作争議の結果、小作米はそれまでの四斗六升一俵が四斗一俵となったから、約一割三分程、少なくなった計算になる。しかし、この数字は争議により獲得したものとばかりは言えなかった。それは丁度その頃から、米一俵は四斗として扱うことになり、四斗六升俵では売買できなくなったのである。地主に入る小作米は千五百俵と言われていたから、それだけの俵数を作り替えたりする手数なども、考慮されてのことであったかも知れない。

こうした一連の動きに参加した十四、五名の浅立の農民たちは、大正十四年、日農系農民組合（地元では農民党と呼んでいた）をつくっていたが、一方この組合と対立的な農民組織もあった。興農会である。興農会の会員には自作

農も小作農もおり主な事業として、道路工事やドイノリ公園の整備などを行ない、稲の立毛品評会を実施して成績優良者に賞品を与え増産奨励金・小作米完納奨励金を出したりしたが、その経費は地主の負担による分が大きく、言うなれば御用組合的存在であった。

しかし、この二つの組織が真向から対立するわけでもなかった。それは、形式的には興農会に加入している人も、地主ににらまれるのが恐ろしくて入っているのに過ぎず、内心では農民組合に協力している状態であったからである。

このように、同じ地区の農民が形式的であれ相対峙するようになったのも、畢竟小作農民の悲哀からであった。たとえ十四、五人にしても、今までの旦那筋に組織的抵抗を試みたことは、封建色の強い土地柄だけに特筆されてよい。

ところがこの浅立農民の動きを、異なる角度から眺めていた人がいたともいう。『県議会八十年史』の農村問題の項に、こう書いてある。

然し、新聞記者の観方は正鵠を得ていた。即ち西置賜郡内における小作人の耕地返還の傾向は強く、多くの地主に脅威を与えるに十分であったが、返還の理由は、小作料の高率に対する仕返しでなく、日雇で得る収益が農耕よりヨリ有利であるからであって、小作人から言えば、願ったり叶ったりの行為である。元来同郡は耕地に比して農民の少ない土地柄であるから、農民は副業に養蚕あり機業もあるので、農耕依存の経営だけにたよる必要のないところであるから、浅立の小作争議などは珍中の珍といわねばならない事件である。

西置賜郡の地主は小作争議を地主の温情で解決しようとする傾向があった。即ち十五年一月の地主会では、
(一) 小作人に対し、産米改良上の奨励法を講ずるため①乾燥杭の助成②土地改良の助成③小作米品評会の開催④優良調整農具の助成⑤一斗九升の普及助成を実施し

(二) 地主では産米改良上の施設として①小作人は是非四斗俵で取り扱うこと②小作人は是非検査米で取り扱い、県規定の奨励金を交付すること③産米改良上の模範施設の実行④小作地の巡視及び小作人との懇談会を開催する等。

しかし、こうした姑息な手段による方法は、農村問題が社会的、思想的、政治的、経済的に進展した思潮下に、満足すべき解決となったであろうか。

この引用された新聞記事に、重要な点が二つある。一つは浅立の小作争議を珍中の珍ときめつけている点、もう一つは、この小作争議は地主の温情主義では解決できないとして、小作争議の社会的背景を明らかにしている点である。第一点についても少し付言すれば、当時浅立地区においても小作畑の返還が多かったのは事実で、そのため地主は、畑と抱き合せでないと田を貸さなかつたと言われている。畑が嫌われたのは、大正十一年頃からの不景気の影響で、養蚕農家が打撃を受けたためであろう。米価も下落したけれども、飯米を確保するためにはどうしても田は必要であり、それだけに小作米の減量が切実だったものと考えられ、浅立の争議を珍中の珍とした新聞記者の目は、地域を平均的に見ていたのではあるまいか。

第二点の小作争議の社会的背景として、第一次世界大戦後の民本主義に代表される思想的変革、その思想を政治の上で実現しようとする普選運動（普通選挙制度実現の運動）、その運動の中で芽生えた労働者の自覚と、その労働運動に加わっていた農村の二・三男や、都市に働きに出ている娘たちの思想の農村への影響などがからみ合っており、この争議が起きたとみるのは正しい。ちなみに、この頃の農民組合運動と当地方とのかかわりを調べてみると、労働農民党山形県联合会では、昭和二年十一月中旬までに、谷地・白岩・北谷地・西里、置賜地方では西置賜郡東根村浅立へ支部を設立することを決定していたし、日本農民組合も置賜に進出を画策していた。その件について、前掲書は次のように記している。

日本農民組合置賜に進出画策

第 29 表 選挙法主要改正表

| 公布年 | 実施年 | 直接国税 | 選挙人 | | |
|-----------------|-----------------|-------|---------|---------|-------|
| | | | 性別年令 | 総数 | 全人口比 |
| 明治22年 (1889) | 明治23年 (1890) | 15円以上 | 男25才以上 | 45万人 | 1.1% |
| 明治33年 (1900) | 明治35年 (1902) | 10円以上 | 男25才以上 | 98万人 | 2.2% |
| 大正8年 (1919) | 大正9年 (1920) | 3円以上 | 男25才以上 | 306万人 | 5.5% |
| 大正14年 (1925) | 昭和3年 (1928) | 制限なし | 男25才以上 | 1,240万人 | 20.8% |
| 昭和20年 (1945) | 昭和21年 (1946) | 制限なし | 男女20才以上 | 3,688万人 | 50.4% |

置賜地方に於ける農民運動は、従来甚だ振わないために、日本農民組合では、早くも置賜地方への進出を画策し、先年から孤立している西置賜郡東根村浅立支部の外に、新に西根村の草岡、及び長井、添川両村の三ヶ所に組合支部設立の気運が可能となり、おそくとも収穫時まで設立発会の上、以上四支部を根拠とし村山地方の联合会と連絡をとって、大いに躍進すべく着々計画を進めていた。

こうした農民運動の波と、浅立の農民の動きが共鳴して、小作争議がかもし出されたものであろう。東北の一寒村も、決して日本史の流れと無縁ではなかったのである。

普通選挙制 度の実現

帝国憲法が制定されたときの衆議院議員選挙法は、直接国税一五円以上を納める男子のみが選挙権と被選挙権をもつという、財産による制限選挙であった。このような財産による制限の徹廃を目指す普通選挙運動は、明治の中頃から起っていたが、大正に入ると「民本主義」を理論的支柱として普選の実現をもとめる運動が盛んとなり、遂に大正十四年選挙法を改正して普通選挙制度が打ち立てられた。第29表は選挙法の主要改正一覧表である。

大正八年には国税制限額が一〇円から三円に引き下げられたため、有権者数がそれ以前に比して大巾に増えている。しかしこれは、当時の原内閣が普選の要求をそらすために、大正八年三月の帝国議会で成立させたものである。普選法案はその後も再三議会に提出されたものの、急激な変化を

望まない政府に潰されて陽の目を見ることができなかつたが、社会情勢の変化もあって、大正十四年（一九二五）三月の議会で成立し、納税額の制限は徹廃され、二十五才以上の男子は例外なく選挙権をもつようになった。しかし、ここでも女子には与えられなかつたこと、同じ議会で治安維持法が成立したことなどは注目すべきことであろう。当町の人々は、普選法をどう受けとめていたであろうか。古老に当時のことを聞いてみると、戸惑いを感じたという。自分たちが直接運動して取得したものでないから、思いがけず上から与えられた感が強かつたのだろう。一票一票だつたらよかつたのに、などと話し合つたものだともいう。つまり、この町の人たちも政府同様急激な変化を好まなかつたわけである。

普選法による最初の選挙は、昭和二年九月二十五日の県会議員選挙である。『県議会八十年史』によればその時の状況は次の通りである。

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 西置賜郡 | 有権者数 | 一五、二一一 | 定員三 |
| 候補者 | 金田利兵衛 | (政友) | |
| | 青木源三郎 | (政友) | |
| | 大場成一 | (民政) | |
| | | | 無投票当選 |

尚、普選法以前の県議会議員の当選者を同書より拾ってみると、次の通りである。

| | | | | | |
|----|---------|-------|-------|-------|-------|
| 明治 | 32・9・25 | 丸川作平 | (蚕桑村) | 奥山久四郎 | (東根村) |
| 〃 | 36・9・25 | 南波平次 | (十王村) | 菅四郎兵衛 | (鮎貝村) |
| 〃 | 40・9・25 | 横山孫助 | (長井町) | 大場小十郎 | (豊田村) |
| 〃 | 44・9・25 | 小松常次 | (添川村) | 青木源三郎 | (豊原村) |
| 大正 | 4・9・25 | 青木源三郎 | (豊原村) | 長岡不二雄 | (荒砥町) |
| 〃 | 8・9・25 | 横山孫助 | (長井町) | 青木源三郎 | (豊原村) |
| | | | | 小松常次 | (添川村) |
| | | | | 原田辰二 | (十王村) |

「注 明治三十二年以前の県議会議員については、十二年の議場見取中に佐々木宇右衛門、長沼惣右衛門の名が見える他不明」

この後の選挙が普選法による選挙になるが、普選法に拠った選挙の当選者を順に記すと次のようである。

| | | | |
|---------------|--------|-------|---------|
| 昭和2・9・25 | 金田利兵衛 | 青木源三郎 | 大場成一 |
| 昭和6・9・25 | 青木源三郎 | 金田利兵衛 | 寺島嘉重 |
| 昭和9・4・28 (補欠) | 橋田栄助 | 安部多門 | |
| 昭和10・9・25 | 金田利兵衛 | 安部多門 | 黒沢長太郎 |
| 昭和14・9・25 | 芳賀与七 | 金田利兵衛 | 黒沢長太郎 |
| 「戦事につき延期」 | | | |
| 昭和22・4・30 | 安部多門 | 須藤富一郎 | 宮崎喜一郎 |
| 昭和26・4・30 | 紺野六郎兵衛 | 安部多門 | 宮崎喜一郎 |
| 昭和30・4・23 | 安部多門 | 小松泰二郎 | 井上秀雄 |
| 昭和34・4・23 | 紺野六郎兵衛 | 井上秀雄 | 「長井市独立」 |
| | | | 紺野六郎兵衛 |
| | | | 八島孝吉 |
| | | | 橋田栄助 |

〔同書〕

普選法による衆議院議員選挙の第一回は、昭和三年（一九二八）二月二十日に行なわれた。中立公正であるべき政府が、官憲による野党、特に無産政党への圧迫を強行した醜態は、国民の期待を完全に裏切るものであった。次は普選第一回から、第二次世界大戦前までの当選者の顔ぶれである。

| | | | | |
|----------|-------|-------|------|------|
| 昭和3・2・20 | 高橋熊次郎 | 西方利馬 | 黒金泰義 | 佐藤啓 |
| 昭和5・2・20 | 黒金泰義 | 高橋熊次郎 | 佐藤啓 | 西沢定吉 |

| | | | | | | |
|----|---|----|-------|-------|-------|------|
| 7 | 2 | 20 | 西方利馬 | 高橋熊次郎 | 戸田虎雄 | 佐藤啓 |
| 11 | 2 | 23 | 高橋熊次郎 | 西方利馬 | 木村武雄 | 佐藤啓 |
| 12 | 4 | 30 | 木村武雄 | 高橋熊次郎 | 西方利馬 | 佐藤啓 |
| 17 | 4 | 30 | 高橋熊次郎 | 木村武雄 | 近藤英次郎 | 西方利馬 |

(翼賛選挙)

(推)

(非推)

(推)

(推)

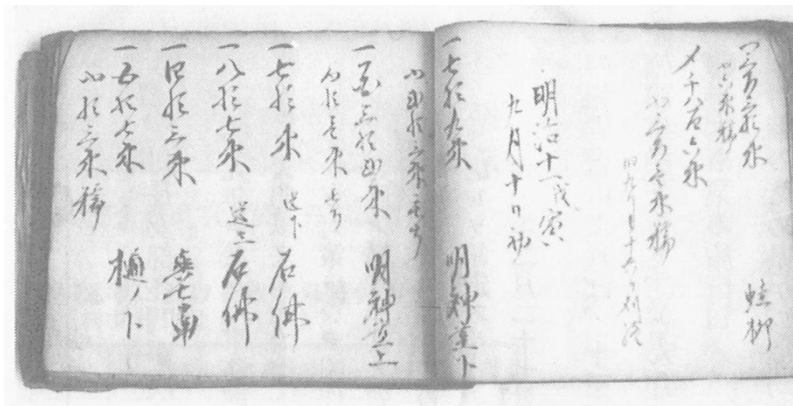
〔同書〕

現在の白鷹町内からの立候補者は一人もなかったから、昭和十年頃までは高熊・西方・黒金らが地盤として支持層を拡げ、十年以後は木村も入って激しく争った。昭和十七年は翼賛体制下の選挙であったが、非推薦の木村武雄が一、六〇五票を得て当選したのは注目すべきであろう。

普選法の施行によつて、選挙風景も変つた。それまでは、せいぜい候補者名を書いたポスターを貼る程度であつたのが、普選の実施とともに政見発表会が開かれた。会場は映画・芝居などをする常座であつた。候補者は人力車に乗つて駆けつけたという。

普選法は町会議員選挙にも適用された。それまでは一級議員・二級議員に分れ、納税額の多寡によつて級別された人たちが、級毎に代表者を選んでゐた。だから、納税額の多い一級議員などは僅か四、五票で当選できた。それが普選法でがらりと様相が一変し、多くの支持票を獲得しないと当選できなくなつたので、候補者は羽織、袴で投票所入口に立っていたものだという。その意味では普選法の影響を一番大きく感じたのは、一級議員かも知れない。

5 満州事変から日華事変（支那事変）まで



第 10 図： 苧尾付帳 万延元年～昭和 31 (安久津久蔵氏蔵)

第 30 表 昭和 9 年稲作収量

| 地方別 | 収 量 | 前年比 |
|-----|-------------|-------------|
| 庄 内 | 53 万 2374 石 | 4 割 7 分 1 厘 |
| 村 山 | 34 万 5073 石 | 3 割 0 分 6 厘 |
| 置 賜 | 19 万 9585 石 | 1 割 7 分 7 厘 |
| 最 上 | 5 万 2208 石 | 4 分 6 厘 |

(『県議会八十年史』より)

昭和初期の不況と農村 第一次世界大戦後、一時は好景気にわいた経済界も、大戦の終結とともに戦争景気は終りを告げ、日本の各種産業は生産過剰となり、その上大正十二年(一九二三)九月には関東大震災に見舞われ、銀行や会社の破産・休業が続出し、経済界は慢性的な不況に悩まされ、昭和四年秋アメリカに大恐怖が起こって経済界が大混乱に陥ると、その余波は全世界に及び、昭和五年から翌六年にかけてどん底に陥った。我が国もその波をかぶり、工場労働者の賃金引下げや人員整理が行なわれ、失業者も激増し、民衆の生活は日毎に苦しくなっていた。特に農村では、生糸の輸出先であるアメリカの不況によって養蚕業が衰え、農作物の価格が暴落し、そのうえ都市の失業者が帰村したため、農民の生活はいちじるしく窮迫した。

(1) 昭和九年の凶作とその対策

こうした苦境に追い打ちをかけるように、昭和九年(一九三四)は大凶作となった。この年は冷害で、置賜では西置賜・南置賜の二郡がとくにひどく、東置賜郡の平野部は比較的軽かったようではあるが、打続く不況、凶作から農民は負債がかさみ、その生活苦は筆舌に尽くし難いものがあった。県内の状況を見ると第 30 表の通りで、山間部ほど被害が大きいこ

とが分る。当地の状況について、菖蒲の安久津久造家の「苺尾付帳」には、次のように記載されている。

本年ハ冷害ニ依ル未曽有ノ凶作ナリ。春季苗代期ニハ天候順調ナリシモ、本田ニ移植后、七月下旬ヨリ蛆虫ノ発生甚シキ為メ分蘖少ナク、田面赤色ヲ呈スルニ至レリ。而シテ七月十二日ニハ大洪水ノ為メ、蛙柳ハ冠水約十二時間ニ及ブ。其ノ后連日ノ冷雨ノタメ発育全然停止ノ状態ヲ呈シタリ。八月中旬ニ入りテ天候稍々恢復シタレドモ、九月初旬ヨリ又々連日冷雨打チ続キ、約四十日間陽光ヲ拝スル事ヲ得ザル様ナ状態ナリ。サレバ稲ノ登熟作用遅々トシテ進マズ、一方稲熱病ノ発生ヲ見ルニ至リ、頭稻熱、節稻熱トナリテ、至大ナル惨状ヲ呈スルニ至レリ。養蚕ハ各方面違蚕続出シ、繭価ハ底知レヌ暴落ヲ演ジ、畑作亦田ニ準ジテ何一ツトシテ良果ヲ収メタルモノナシ。

サレバ、数回ノ政府払下米ヲ受テ、大量ノ甘藷ノ購入ヲナシ、下級民ニハ各方面ヨリ救済ノ見舞品等アリ、県及町当局ハ各方面ニ救済土木事業ヲ起シ、全ク寧日ナキ状態ナリ。当区平均収量約四割五分、小作料拾一円五拾銭ト協定セラレタリ。

文中、蛙柳（びつきやなぎ）は地名で、菖蒲の弘法水周辺である。この記録に明らかかなように。この年は四〇日間も太陽が顔を見せなかったのだから、米が取れる筈はなく、他の作物も全滅状態であった。平均四割五分の収量というから、壊滅に近いところもあつたにちがいない。参考のため、昭和九年前後の安久津家の収量を転記すると、第31

表の通りである。

第31表 安久津家における昭和初期の米の収量比較

| 年 度 | 収 量 |
|-------|---------|
| 昭和4年 | 51俵3斗8升 |
| 〃 5年 | 54俵1斗5合 |
| 〃 6年 | 56俵3斗4升 |
| 〃 7年 | 52俵3斗 |
| 〃 8年 | 54俵3斗5升 |
| 〃 9年 | 40俵 |
| 〃 10年 | 53俵2斗9升 |
| 〃 11年 | 55俵 |

これは同一耕地についての収量比較であるが、昭和九年度の落ち込みが目立つ。ただし安久津家の場合、被害が最も少なかった方だという。

では次に、公的な記録について見てみよう。十王村の昭和九年度の事務報告のあとがきに、村長安部多門が次のように添書している。

右ハ昭和九年ニ於ケル事務執行ノ概要ニシテ余リニ簡略ニ失シ不得要領ノ点ナシト



第 11 図：恩賜郷倉標札（衣袋庄三郎氏蔵）

第 32 表 昭和九年における政府米貸付表
(十王村文書により作成)

| 組別 | 貸付米 | | 第一回償還 | | 貯蔵 倉庫名 |
|----|-----|-----|--------|-------|-----------|
| | 数量 | 人員 | 俵数 | 石数 | |
| 1 | 64俵 | 22人 | 25俵24升 | 102斗4 | 上野倉庫 |
| 2 | 68 | 22 | 27.08 | 108.8 | 〃 |
| 3 | 64 | 19 | 26.24 | 106.4 | 三共倉庫 |
| 4 | 55 | 18 | 27.08 | 108.8 | 〃 |
| 5 | 60 | 23 | 20.16 | 121.6 | 〃 |
| 6 | 79 | 28 | 36.16 | 145.6 | 本宿倉庫 |
| 7 | 57 | 24 | 23.08 | 92.8 | 〃 |
| 8 | 41 | 17 | 17.16 | 69.6 | 〃 |
| 計 | 488 | 173 | 214.00 | 856.0 | |

セザルモ当年ハ東北地方一帯ハ非常ナル冷害ニ遇ヒ天明以来ノ大凶作ト云ハレ飯米ノ不足ハ勿論養蚕不況ヨリ現金収入ノ一大恐慌ヲ来シタル為メ政府並ニ県当局ノ指揮ヲ受ケ之レガ対策トシテ凶作応急施設ノ土木事業ヲ起シ或ハ耕地事業等執行シテ勞務者ノ救済ヲ図リタルモ納税滞納著シク不眠不休ノ吏員ノ努力モ其ノ効甚ダ少ナク遺憾ノ点少ナカラス将来ハ共同一致之レガ更正ニ邁進シ以テ此難局ヲ打開セザルベカラズ益々多事多難ニ際シ吏員ヲ督励シテ再ビ繰返サザル様専心誠意以テ一段ノ努ヲ誓フモノナリ茲ニ町村制第三百三十三条ニ依リ之レヲ報告ス

昭和十年二月二十七日

十王村長 安部多門

〔十王村文書〕

この報告書によれば、十王村では国・県の指導を受け、労働者のために種々の事業を起しているが、では凶作対策応急施設事業として、どんなことが行なわれたかみてみたい。

① 土木事業の施行

凶作対策のため県から補助を受けたり、大蔵省預金部から年三分二厘の利率で四〇〇円を借り入れたりして、昭和九年度において一、三〇〇円の予算を計上して、村道西馬場線や関寺橋の改修を行なった。

② 政府貸付米の交付

昭和九年法律第五十二号によって、政府所有米穀四八八俵が交付されたので、村民に貸付交付し、昭和十

第35表 桑園整理事業一覧

| 種別 | 整理 | 改植 | 混作 | 計 |
|--------|--------------|---------|--------|---------|
| 施行人員 | 五五人 | 三三人 | 一五人 | 一〇三人 |
| 反別 | 四五、五〇〇反 | 一五、〇〇〇反 | 五、〇〇〇反 | 六五、〇〇〇反 |
| 団地数 | 七〇ヶ | 三八ヶ | 一五ヶ | 一二三ヶ |
| 反当 | 一〇円 | 一五円 | 七円 | |
| 奨励金額 | 四五五円 | 二二五円 | 三五円 | 七一五円 |
| 奨励金交付額 | 四五五円 | 二二五円 | 三五円 | 七一五円 |
| 備考 | 昭十一年一月二十二日交付 | | | |

第34表 十王村共同作業場建設状況

| 部落名 | 建築費 | 生業資金 | 郷倉作業場計 |
|-----|------|------|--------|
| 上野 | 四七二円 | 二五九円 | 五九五円 |
| 中十王 | 四五〇円 | 一七六円 | 六二六円 |
| 本宿 | 四五〇円 | 一七六円 | 六二六円 |

第33表 十王村郷倉建築状況

| 郷倉名 | 建築場所 | 棟数 | 坪数 | 奨励交付金 | 備考 |
|-----|------|----|----|-------|------------------|
| 上野 | 上野 | 一 | 七 | 三三六円 | |
| 三共 | 中十王 | 一 | 一〇 | 四八〇 | 三共は中十王、草木、塩田の三部落 |
| 本宿 | 本宿 | 一 | 一〇 | 四八〇 | |

年度から十四年度までの五年間で償還させることにした。その貸付状況は第32表である。

③ 郷倉の建設並共同作業場の建設

東北地方の凶作に対し皇室から、御内帑金が下賜されたので、それに郷倉施設奨励金を加え、「恩賜郷倉」を建設し、農家の備荒共済施設とし、郷倉組合を設けて管理運営に当らせた。十王村の場合は三つの郷倉を建てた。

また、東北地方窮乏農村救済の資金として、三井・三菱両家よりの寄附金があったので、各町村へ共同施設奨励金として配分したから、十王村では三部落

に共同作業場を設置した（第34表）。

④ 桑園整理混作改植事業

桑園整理混作改植事業は、第35表の通りである。

⑤ 耕地拡張改良事業

主体者橋本又次外三〇名、工事費二、七七〇円助成金一、八四六円で金剛沼新設工事が行なわれた。

こうした凶作応急対策がいろいろの形で実施され、それに従事することによってかなり救われたことは確かであるが、生活難解消までにはほど遠いということは、簡単な計算で理解できる。

応急対策事業、あるいはその頃実施されていた内務省の河川工事に従事して得る賃金は、一人一日五〇銭であった。これは特別高い賃金ではなかったが、財政上の理由などもあって、それ以上は出せなかったであろう。この年の米値段は、前記安久津家の「苜尾付帳」によると、一俵一二円である。この頃は四斗六升で一俵であったから、一升二六銭に当る。従って、一日働らいて得る賃金で米を買うとすれば、二升程になる。六人家族なら一人一日三合にもならない。一食一合で、他は雑食で補うにしても、経費は食費だけではない。生活全般についても、それ相当の金がかかる。農業唯一の現金収入である繭値の暴落などを併せ考えたとき、この年の農民の苦しみは底なしの沼であった。

(2) 娘の身売り

農民がこの生活苦から遁れるためには、如何なる方法をとつても金を得なければならなかったのである。と同時に口は一つでも少ない方がよかったから、最後の手段として、悲劇的な農女子の身売りが増加していった。

農村農女子の身売りの状況について、『山形県議会八十年史』は昭和前篇「不況と世相」の中で次のように述べている。

第36表 警視庁管下の芸娼妓雇女出生府県別調

| 府県名 | 芸 妓 | 娼 妓 | 雇 女 | 計 | 合計に対 する割合 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------------|
| 青 森 県 | 74人 | 429人 | 103人 | 606人 | 3.1% |
| 岩 手 県 | 35 | 102 | 64 | 201 | 1.0 |
| 城 県 | 89 | 550 | 94 | 733 | 3.8 |
| 秋 田 県 | 63 | 897 | 196 | 1,151 | 6.0 |
| 山 形 県 | 59 | 1,149 | 258 | 1,466 | 7.6 |
| 福 島 県 | 120 | 632 | 191 | 943 | 4.9 |
| 東北小計 | 440 | 3,759 | 906 | 5,105 | 26.4 |
| 合 計 | 9,576 | 7,549 | 2,232 | 19,357 | 100 |

備考(1)芸娼妓は昭和7年末現在
(2)雇女は昭和9年6月末現在
『山形県警察史』(下巻)より転載、第37・38表も同様

第37表 芸娼妓酌婦紹介人員(山形/自1月至10月)

| 種別 年次 | 芸 妓 | 娼 妓 | 酌 婦 | 計 |
|----------|-----|------|------|------|
| 昭和7年 | 86人 | 276人 | 597人 | 959人 |
| 〃 8年 | 77 | 216 | 654 | 947 |
| 〃 9年 | 116 | 312 | 563 | 991 |

第38表 前 借 金 比 較

| 区名 | 種別 | 芸 妓 | 娼 妓 | 酌 婦 | 女 給 | 女中・子守 | 女 工 | その他 |
|-----|----|--------|--------|------|------|-------|------|------|
| 最 高 | | 2,300円 | 2,000円 | 800円 | 500円 | 100円 | 300円 | 120円 |
| 最 低 | | 100 | 50 | 10 | 5 | 5 | 5 | 10 |
| 平 均 | | 800 | 900 | 400 | 140 | 40 | 130 | 50 |

又農村の悲境を物語る一例として、例えば本県の農村から関東方面の各地に大量の娘子群が移出され、女工を筆頭に芸、娼、妓に至るまで、新潟県に次ぐ移出県として定評となった。一例を挙げると、三年十二月から一月にかけて、女工募集の届出は一七〇余件で、無届募集も相当あったから、約一、〇〇〇名と見られた。一月二十三日長井駅からだけで三四〇名、長井線の各駅で四〇〇名合計七四〇名の婦女子が一団となって群馬県尾島町の福田館製糸工場に売られて行った。従来見習女工は前借金三十円から五十円位で働らいたが、この頃になると、僅か三円前借程度で志願者が殺到したという。

また、『山形県警察史』（下巻）に婦女子の身売り状況について、「警視庁で昭和七年末と昭和九年六月末に調査した次の警視庁管下の芸妓娼雇女出生府県別調によると、本県は一、四六六人で、全国統計一九、三二七七人に対し、七・六％の割合を占め、この割合は、東北六県では第一位になっている」と書いており、「さらに、次の山形県芸妓娼雇婦紹介状況調によると、昭和九年度においては十月にすでに凶作の影響が現われ、婦女子の身売りが増加の傾向にある。」とのべている。

これら一連の資料から明らかのように、昭和初期から九年（一九三四）の凶作にかけての東北の農村の窮状は、目をおおうばかりであった。白鷹町も例外ではあり得ない。たった一日で、長井線沿線の各駅から総勢七四〇名の婦女子が、安い前借金で女工として群馬に行ったという。普段なら三〇円から五〇円前借が出来るのに、十分の一以下のたった三円であったという。それでも志願者が殺到したというのだから、当地の農家経済がいかにどん底にあったかが分る。勿論志願者殺到の裏には、疲弊した農村に見切りをつけ、華やかな都会にあこがれる気持がそうさせたのかもしれない。「青田売り」、「寒蚕を飼う」という言葉も、この頃のものかも知れない。

教育制度の 軍国主義化

教育勅語、戊申詔書を道徳教育の二本柱としてきた我が国の教育は、第一次世界大戦後、所謂大正議会で治安維持法を通過させたように、政府はいつも社会面で、思想面で、また教育面でデモクラシー的変革は望まなかった。かえってデモクラシーとは逆方向の国家中心主義、天皇中心主義の体制を引き継ぎ、発展させようとした。忠君愛国という言葉が、最高の美德をあらわすものとして受容されるようになってきたのも、この時期である。

では、そうなるまで、政府はどのような手立をとったのであろうか。学校教育の面から、それを眺めてみよう。『蚕桑の郷土誌』によれば、蚕桑農業補習学校が創立されたのは、大正十二年（一九二三）四月一日である。農業

補習学校では、農業一般・普通教科・公民などのほか、在郷軍人分会の協力で壮丁予備教育も行なっている〔滝野小学校百年史〕。野の教育を綴る〕。によれば、滝野小学校附属農業補習学校が設置されたのは、蚕桑よりも早く、明治三十九年（一九〇六）だという。そして、大正六年十二月の学則改正以後は研究部を置き、徴兵適令前の者に普通科目の他、兵式体操・武術を教えている。これは蚕桑・滝野に限られたことではなく、全国の各町村の各小学校に設けられたものである。『近代日本総合年表』〔岩波書店刊〕によれば、大正十四年四月には陸軍現役将校配属令を公布、中学校以上の学校では現役将校による軍事訓練が実施された。長井中学校には陸軍大尉が配属され、毎年一度司令部から査閲官が来て査閲があったが、この時は他校に負けない成績を挙げようと学校あげて頑張り、晩秋の寒さもいとわず川に飛び込んで突撃の訓練をしたものである。

こうして全国の青少年に一斉に軍事訓練を実施するようになったのは、精神面の訓練や身体鍛練のためのみではない。大正十四年（一九二五）十二月三十日当時の陸軍大臣宇垣一成の日記には、次のように書いてある〔読売新聞社刊「日本の歴史」による〕。

二十余万の現役軍人、三百余万の在郷軍人、五、六十万の中、上級学生、八十余万の青少年、これを陸軍がにぎり、この力で平戦両時を通じて天皇をたすける中枢として働く。天皇の軍隊を統帥する大権は、国家異常時の場合には、たんに軍隊を指揮するにとどまらず、国民を支配する権力であることがある、いまの世相に照らし、この大権の発動に思いをいたす

小学校を卒業した生徒、中学校の生徒に軍事教練を実施する目的は、それによって天皇の統帥権を、国民全体を支持する権力にまで拡張しようとしていることが分る。勿論天皇の統帥権は名目で、実質は軍部が国民を支配する権力なのである。しかも宇垣陸相はその時の世相に照らし、国民支配の大権を発動させる時期だと感じていたのである。そ

の世相とは、一体どんなものであったのだろうか。

大正デモクラシーを政治面へ反映させようとする普選運動は、知識人や意識的労働者たちによって推進されていた。一方経済界は一大恐慌に襲われて混乱し、米騒動・労働争議・小作争議と社会全体が騒然とした状態であった。加えて大正十二年（一九二三）九月の関東大地震が発生、混乱は益々大きくなった。そうした中で大正十四年三月二十九日、漸く普選法は成立をみたが、先述したように同じ議会で普選法と引き換えに各方面の反対にも拘わらず治安維持法が成立した。治安維持法の第一条に「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下の懲役又ハ禁固ニ処ス」とあることからみても、この法案のねらいは革新思想の抑圧にあった。だが、この法律は以後行政・治安当局の意のままに利用され、思想弾圧の有力な拠り所となっていた。宇垣陸相をして大権発動の時期と感じさせた世相は、大凡このような状況であった。

こうした世情、こうした為政者の姿勢の中で、実業補習学校と並んで青年訓練所が開設された。『東根村郷土史』によると「大正十五年七月、青年訓練所令に基づいて、東根青年訓練所が同小学校に開設、主に軍事教練を行なった。」とあり、更に「昭和十年農業補習学校と青年訓練所を統合して、青年学校令によって、東根青年学校を設置した。」とある。

このようにして当時の青年層は、小学校を卒業して中学校に進学したものは中学校で、進学せず村に残ったものは補習学校や訓練所で軍事教練を受け、その中で、生産労働者としての技能・知識を学ぶと同時に、上からの青年層の組織化の中に組入れられ、社会主義や自由主義に染まることなく、逆に国家主義的思想の担い手に育てあげられていた。

青年層を国家主義で組織しようという政策は、単に学校教育にあらわれたばかりではない。大正四年頃から陸軍

省・内務省・文部省は、三者共同で青年団の指導と育成に積極的に乗り出した。大正六年（一九一七）には県連合青年団が、大正十三年には大日本連合青年団が結成されるに至った。こうして、明治末年までは、古い民俗にしたがって組織されていた若衆組とか若連中が、国↓県↓町村役場へと指導助成の手が加わる「官製青年団」へとつくり換えられていった。

事 変 の 勃 発

昭和四年（一九二九）頃から農村はあいつぐ不景気に打ちのめされ、そこから新たに発生した小作争議や都市の労働争議などで、世情は騒然となった。そうした中で農民運動や労働運動などによる左翼的政党が、次第に民衆の支持を得はじめると、反動的に右翼及び軍部の勢力が抬頭してきた。農村の子弟を多く有する軍部にとっても、農村の疲弊は大きな問題であったのである。軍部が農村問題の解決策として満州を持ち出すには、そう長い時間は不要であった。かねてから満州への進出を企図していた軍部は、昭和六年頃から「満豪は日本の生命線」であると説きはじめ、自ら柳条溝で鉄道爆破事件を企て、これを合図に電光石火の勢いで全満州を占領した。と同時に軍は、日本の政治をも占領したのである。

「満州さえ手に入れば問題は何もかも解決する。満州には膨大な未開発資源が眠り、広大で肥沃な土地が開拓を待っている。」と軍や政府は宣伝して、数多くの満州移民を募った。土地を持たない農村の二、三男にとって、これは夢のようなことであった。憧れは男だけでなく、女にもあった。満州移民の花嫁となることは、誇りでもあった。こうして、多くの移民が満州へ渡った。

山形県は、長野県に次ぐ移民輸出県であった。武装移民・義勇軍と名称は変わっても、潜在的兵力としてその存在は同じであったから、昭和十四、五年頃からは各村々の高等小学校に義勇軍応募者をなかば強制的に割り当てた。

昭和十九年（一九四四）六月現在の調査によれば、山形県出身の開拓民は次の通りである

『山形県開拓
二十一年史』。



第12図：武装移民地風景 昭和17年満州（船山源三氏提供）

一般開拓団
義勇隊開拓団
義勇隊員
その他
計

三、五九五戸
二、五四五戸
六、一四〇戸



第13図：繁長八幡（鮎貝八幡宮）

一三、九五一人
三、一八八人
三一六人
九五五人
一七、九五〇人

こうして満州へは数多くの日本人が移住し、あたかも日本の領土の感さえあった。事実満州国がつくられると、日本は条約で権限一切を掌握した。地理附図の上でも、満州は日本の色に近い色彩で塗られるようになった。

満州へ、満州へと多くの人々が夢と希望を抱いて渡った。その道が世界戦争への道だとは、一般国民は知る由もなかった。

一方軍部は、その勢力範囲を支



第14図：慰問袋をつくる愛国婦人会（菅間いと氏提供）



第15図：海老名部隊の活躍（山形新聞より）

那大陸に抜け、支那全土の支配をねらい、鉾先を華北から華南へと伸ばしていった。こうした中で、昭和十二年（一九三七）七月七日蘆溝橋で聞いた一発の銃声から、日本はこの上なく苦しい世界戦争の道を歩くこととなった。

事変下の民衆

満州事変から支那事変へと発展するにつれ、民衆への影響も大きくなった。影響の最も大きかったのは、予備役軍人の召集である。一家の大黒柱を召集され、女・子どもだけで留守を守る家族が続々

と出てきた。留守家族の人々は懸命に夫の、子どもの、兄の無事を祈った。「八八幡詣り」が行なわれたのもこの頃である。八八幡詣りとは戦神である八幡神社を八箇所かけてお詣りすることで、鮎貝八幡・繁長八幡・若宮八幡（以上鮎貝）、八乙女八幡（荒砥）、いぼ八幡（貝生）、鞍掛八幡（折居）、川部八幡・若宮八幡（十王）などは大層賑わった。寒中などはお詣りしている間に、マントがカラガイ（軟骨魚鱗を干したもの）のように凍ることもあった、と経験者は当時を回想して語ってくれる。

こうした留守家族も、一歩家から離れば、健気な軍国の妻であり、軍国の母でなければならなかった。何故なら彼女らは一人残らず大日本国防婦人会の会員だからである。

大日本国防婦人会が軍の指導のもとに発足したのは、昭和七年（一九三二）十二月であるが、この地方に組織されたのは、支那事変勃発後である。国防婦人会は白エプロンに襷がけの制服で、出征軍人の見送りや戦闘訓練などをした。主婦は各戸一人加入となっていたから、個人の意志で脱会することは許されなかった。

婦人の組織として、愛国婦人会というものもあった。愛国婦人会は、国防婦人会より組織化が早く、明治三十四年（一九〇一）に、奥村五百子によって創立された。日露戦争により組織が拡大され、兵士・家族の救護活動に当っており、当時我が国最大の官製婦人団体であった。愛国婦人会が当地方に組織されたのは、やはり日露戦争が始まってからで、推野詮（当時武沢）らが指導者となり、各方面の婦人の代表者を説得し歩いて結成をみた。荒砥町の初代会長は、芳賀まじであった。

こうした女・子どもまで一丸となつての銃後の守りも、時には報われないこともあった。応招兵の戦死である。満州事変から支那事変へと長い年数であり、戦線も中国全土へと拡大した上、激烈な戦闘が繰返されたから、多数の戦死者を出したのも当然であった。

第39表 満州・日
華事変戦死者数

| 旧村名 | 戦死者名 |
|-----|------|
| 荒砥町 | 11人 |
| 十王村 | 8 |
| 白鷹村 | 9 |
| 東根村 | 13 |
| 鮎貝村 | 9 |
| 蚕桑村 | 17 |
| 計 | 67 |

召集は人間ばかりでなく、馬にもあった。軍馬徴発令である。徴発令の発動により、東根地区だけで、三八頭徴発されている。勿論一頭も還っては来なかった。人も馬も一枚の令状によって、いとも簡単に召集された。「御国のために」という大義名分の前に人々は平服した。明治以来の国家主義教育が、ここに結実したとも言える。

海老名の活躍

支那事変当時、この町からの召集兵の多くは海老名部隊に所属した。海老名部隊の部隊長海老名栄一大佐は、十王元宿海老名茂左衛門家の出身で、事変勃発の昭和十二年（一九三七）に一三二連隊長に任命され、北支（中国北部）に派遣されたものである。性格温厚で、よく部下の面倒をみたので部下からも慕われ、数多くの武勲をたて、その勇名を北支一帯に轟かした。